

＼営利事業なども補助対象に／ 文化芸術イベント開催支援補助金を拡充！

町民が文化芸術に触れる機会をより一層創出するため、「東浦町文化芸術イベント開催支援補助金」の対象となる事業を拡充します。

■東浦町文化芸術イベント開催支援補助金

●拡充内容

拡充前	拡充後（2026.4月～）
①営利活動を目的とした事業は不可 ②継続的な開催が見込まれる事業 ③過去に開催事業がない事業	①営利活動を目的とした事業 ②単年度で実施する事業 ③町外では開催実績があるが、町内では初めて開催する事業
申請は、同一年度において、補助対象団体につき1回限り	内容が異なる事業であれば、同一団体が同一年度に複数回申請可能

●対象団体 文化芸術イベント等を開催する団体

●補助率 補助対象経費の10分の10*（上限20万円）

*営利活動を目的とした事業は、補助対象経費の3分の2

●補助対象事業（※①～⑥すべてに該当する事業）

- ①町内で行う事業であって、町民に対し、文化芸術に触れる機会を供する事業
- ②補助対象団体の活動目的に関連した内容の事業
- ③参加者を限定せず、特定の受益者を対象としない事業
- ④来場者が200名以上見込まれる事業
- ⑤過去に町内での開催実績がない事業
- ⑥補助金の申請をした日が属する年度内に完了する事業

●補助対象経費 講師謝金、消耗品費、会場使用料、機械器具借上料など

●申請方法

交付申請書などを町学び支援課（メモリー とんがったスタイル 文化センター内）に提出

■問い合わせ

東浦町学び支援課 ☎0562-83-9567 担当：植田